

配 分 基 準 表

項 目	配 点 の 水 準	点 数	
① 付加価値額の拡大	<p>ア 付加価値額の拡大率の目標ポイント</p> <p>目標年度の付加価値額の拡大率の目標が事業実施主体が認める者以外の者にあつては（ア）、事業実施主体が認める者にあつては（イ）に該当している。ただし、⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。</p> <p>（ア）付加価値額の拡大率の目標ポイント（対象：事業実施主体が認める者以外の者（⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。））</p>		
	a	現状の付加価値額の10%以上の増加	1点
	b	現状の付加価値額の15%以上の増加	2点
	c	現状の付加価値額の20%以上の増加	3点
	d	現状の付加価値額の30%以上の増加	4点
	e	現状の付加価値額の40%以上の増加	5点
	f	現状の付加価値額の50%以上の増加	6点
	g	現状の付加価値額の60%以上の増加	7点
	<p>（イ）付加価値額の拡大率の目標ポイント（対象：事業実施主体が認める者（⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。））</p>		
	a	現状から3%以上の増加	1点
	b	現状から10%以上の増加	2点
	c	現状から16%以上の増加	3点
	d	現状から21%以上の増加	4点

e 現状から25%以上の増加	5点
f 現状から28%以上の増加	6点
g 現状から30%以上の増加	7点

イ 付加価値額の拡大額の目標ポイント

目標年度の付加価値額の拡大額の目標（⑩新規就農のポイント加点を受ける者の場合は目標年度の付加価値額の目標）が、⑩新規就農のポイント加点を受ける者にあっては（ウ）、それ以外の者であって事業実施主体が認める者にあっては（イ）、事業実施主体が認める者以外の者にあっては（ア）のいずれかに該当している。

（ア）付加価値額の拡大額の目標（対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であって事業実施主体が認める者以外の者）

a 100万円以上	1点
b 150万円以上	2点
c 300万円以上	3点
d 400万円以上	4点
e 650万円以上	5点
f 1,000万円以上	6点
g 1,500万円以上	7点

（イ）付加価値額の拡大額の目標（対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であって事業実施主体が認める者）

a 50万円以上	1点
b 60万円以上	2点

c 70万円以上	3点
d 80万円以上	4点
e 100万円以上	5点
f 120万円以上	6点
g 150万円以上	7点

(ウ) 付加価値額の目標 (対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者)

a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	2点
b 基準額の10%増し以上	3点
c 基準額の20%増し以上	4点
d 基準額の30%増し以上	5点
e 基準額の40%増し以上	6点

②経営面積の拡大

事業実施主体が認める者以外の者にあつてはア、事業実施主体が認める者にあつてはイのいずれかの取組に該当している。

ア 経営面積の拡大 (対象：事業実施主体が認める者以外の者)

a 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	5点
b 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	4点

	<p>c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4 ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。</p>	3点
	<p>d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2 ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。</p>	2点
	<p>e 上記aからdまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。</p>	1点
	イ 経営面積の拡大（対象：事業実施主体が認める者）	
	<p>経営面積の拡大を行うこととしている。</p>	2点
③ 農産物の価値向上	<p>事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる。</p>	<p>1点。 ただし事業実施主体が認める者の場合は2点。 なお、有機JASの認証を受けている場合又は受ける場合は、1点加点する。</p>
④ 農業経営の複合化	<p>ア 土地利用型作物の生産、園芸作物生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している</p> <p>イ 品目転換について、a又はbの取組に該当している。</p> <p>a 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高（農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。）の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。</p>	
		1点

		b 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	2点
⑤ 経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。		2点
	イ GLOBALG.A.P.又はASIA GAPの認証を取得している。		1点
	ウ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。		1点
	エ 農業版BCP（事業継続計画）を策定している。		1点
⑥ 環境配慮の取組	事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。		1点
⑦ 農作業の共同化	[対象：事業実施主体が認める者] 事業実施主体が認める者であって、自らの経営に係る農作業について他の農業者と共同して行っている又は目標年度までに行うこととしている。		2点
⑧ 労働時間の縮減	[対象：事業実施主体が認める者] 事業実施主体が認める者であって、栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間についてaからcの取組に該当している。		
	a 目標年度までに10%以上縮減する。		1点
	b 目標年度までに20%以上縮減する。		2点
	c 目標年度までに50%以上縮減する。		3点
⑨ 輸出の取組	農産物の輸出を行う (他者との連携によ	1点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加	

	る取組を含む。)	点する。 a 現在、農産物の輸出の取組（他者との連携による取組を含む。）を行っている場合には、1点加点する。 b 輸出事業計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている場合には、1点加点する。 c 目標年度までに農産物売上高の15%以上を輸出に振り向ける場合には、1点加点する
⑩新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。ただし、認定就農者である場合に限る。	2点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員のお半が50歳以下である場合に限る。）は、3点加点する。 b 農業次世代人材投資資金（経営開始型）等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合には1点加点する。
⑪農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である場合には、1点加点する。 b aの加点対象者が受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合には、独立した農業研修生1名につき1点（3名以上は一律に3点）加点する。
⑫女性の取組	以下のいずれかに該当する取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門	

	<p>間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る。)</p> <p>イ 代表者が女性である又は役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織</p> <p>ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの</p>	3点
⑬ 関係機関等によるサポート体制の構築	<p>[対象：事業実施主体が認める者]</p> <p>事業実施主体が認める者であって、本事業をはじめとする経営発展に向けた取組について、農業協同組合・農業協同組合連合会、農業経営相談所等の関係機関・支援機関のサポート体制が構築されている。</p>	1点
⑭ 中山間地域での取組	<p>[対象：事業実施主体が認める者]</p> <p>事業実施主体が認める者であって、本事業により導入した機械等を活用する農地等の概ね8割が中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域内の農地である。</p>	0.5点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として、事業実施地区内での取組により算定するものとする。

2 営農類型は、別紙様式第3号別添1に規定する「融資主体型補助事業整理番号表」の③の営農類型の区分に基づくものとする。

3 ⑤経営管理の高度化の配点の水準欄のアのうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画が提出されている場合に限るものとする。

4 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

5 ⑬関係機関等によるサポート体制の構築に該当するとして加点する場合は、農業協同組合・農業協同組合連合会等の関係機関又は農業経営相談所等の支援機関が、当該事業実施主体が認める者の経営発展に向けて具体的な支援内容・方法を記載したサポート計画を提出している場合に限るものとする。